

処分年月日	2025年12月9日
処分内容	二級不都合行為者の取扱い
行為者が所属する協会員又は金融商品仲介業者の名称	セントレード証券株式会社（現在の商号：FINX J証券株式会社）
法令等違反行為の概要	<p>【会社資産の着服】</p> <p>当該協会員の元役員甲は、自身の遊興費を得るために、知人乙に架空の取引を持ち掛け、乙が代表を務める会社と当社との間の業務委託契約書を偽造したうえで、当該委託業務に係る架空の請求書を偽造して当社経理部に送付し、乙の銀行口座へ入金させたのち、甲の銀行口座にその大部分を入金させた。</p> <p>このようにして、甲は、数十回にわたり、多額の会社資産を着服した。</p>
発見の端緒	外部機関（行政当局や自主規制機関等）の検査等で判明
参考情報	<p>当該協会員では、再発防止策として、主に以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営管理態勢については、経営陣を刷新し、役員の単独決裁事項をなくし、全て取締役会決議事項とした。 ・経費支払態勢については、経理部において、請求書受領後に成果物を検証し、全取締役に承認を受けて経費の支払いを実行する態勢としたほか、四半期ごとの経費支払状況の検証結果を監査役に報告し、確認を受ける態勢を整備した。 ・内部管理態勢については、内部管理統括責任者の指示のもと、各部の担当業務における業務内容、責任範囲、社内規定等の把握及び業務の遂行状況を確認し、必要に応じて研修等を実施するなどの対応を行った。 ・社内監査態勢については、金融庁の監督指針及び日本証券業協会の重点事項に加え、毎年日本証券業協会より発出される監査計画についても参考とし、社内監査の実効性を持たせるよう、適宜見直しを行うこととした。